

FIT制度における地域活用要件について

資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標

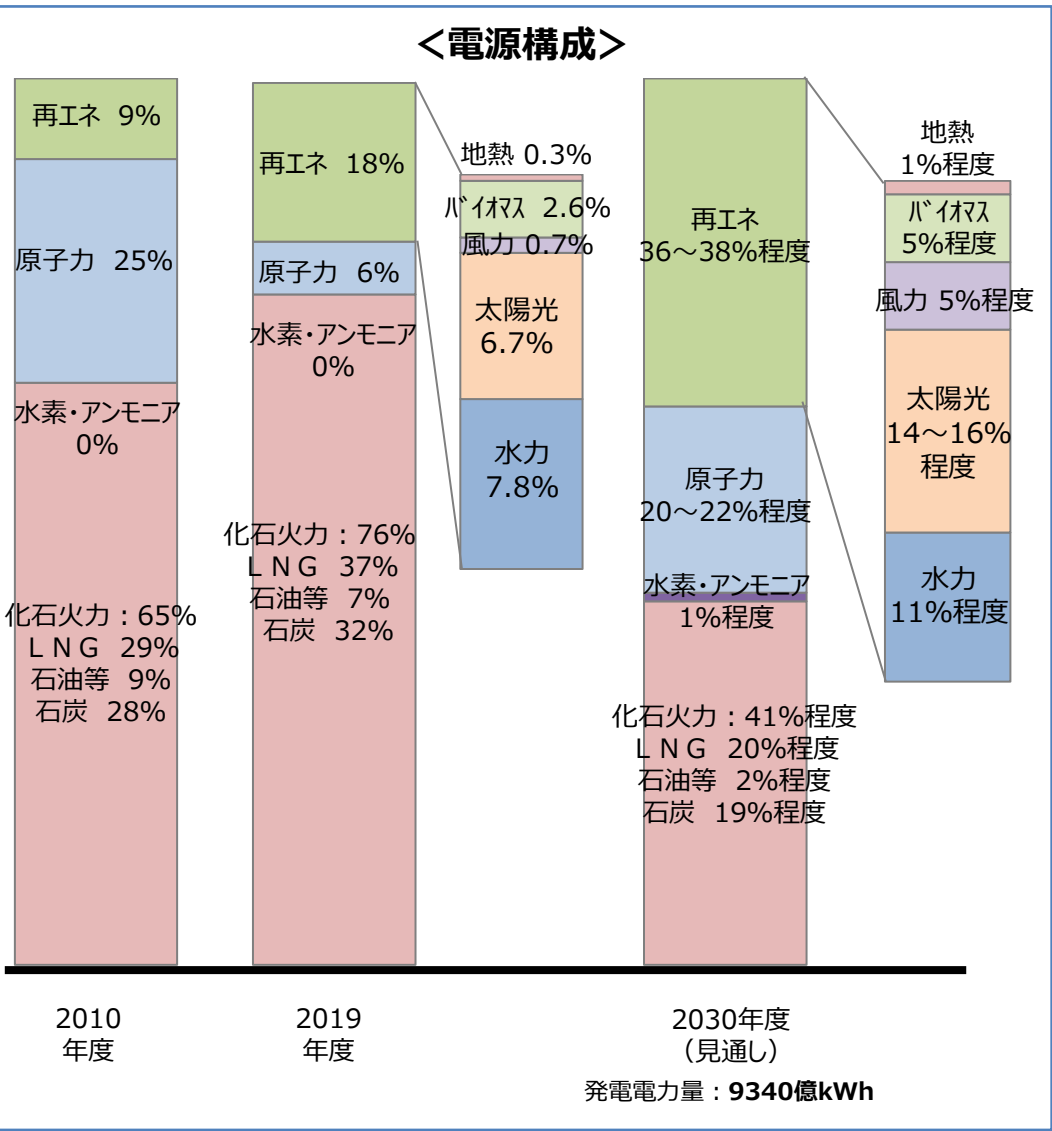
- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、**設置しやすい太陽光発電は**、2011年度0.4%から2019年度6.7%に増加。再エネ全体では、2011年度10.4%から**2019年度18.1%**に拡大。
- 今回のエネルギーミックス改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**現状のほぼ倍増となる電源構成36-38%**（合計3,360～3,530億kWh程度）の導入を目指す。

＜再エネ導入推移＞

	2011年度	2019年度		2030年旧ミックス	2030年新ミックス	
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	18.1% (1,852億kWh)		22-24% (2,366-2,515億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	6.7%		7.0%	14-16%程度	
		55.8GW	690億kWh		104~118GW	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.7%		1.7%	5%程度	
		4.2GW	77億kWh		23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.8%		8.8-9.2%	11%程度	
		50GW	796億kWh		50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%		1.0-1.1%	1%程度	
		0.6GW	38億kWh		1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	2.6%		3.7-4.6%	5%程度	
		4.5GW	262億kWh		8.0GW	470億kWh

※発電電力量：出力×設備利用率×365日×24時間

新たな「エネルギーミックス」実現への道のり



(kW)	導入水準 (21年3月)	FIT前導入量 +FIT認定量 (21年3月)	ミックス (2030年度)	ミックスに 対する 導入進捗率
太陽光	6,200万	8,100万	10,350~ 11,760万	約56%
風力	450万	1,190万	2,360万	約19%
地熱	61万	67万	148万	約41%
中小水力	980万	1,000万	1,040万	約94%
バイオマス	500万	1,030万	800万	約63%

※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。
 ※改正FIT法による失効分（2021年3月時点で確認できているもの）を反映済。
 ※太陽光の「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

出典) 総合エネルギー統計(2019年度確報値)等を基に資源エネルギー庁作成

2030年に向けた政策対応のポイント【再生可能エネルギー】

- S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

【具体的な取組】

➤ 地域と共生する形での適地確保

→改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定（ポジティブゾーニング）による太陽光・陸上風力の導入拡大、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速などに取り組む。

➤ 事業規律の強化

→太陽光発電に特化した技術基準の着実な執行、小型電源の事故報告の強化等による安全対策強化、地域共生を円滑にするための条例策定の支援などに取り組む。

➤ コスト低減・市場への統合

→FIT・FIP制度における入札制度の活用や中長期的な価格目標の設定、発電事業者が市場で自ら売電し市場連動のプレミアムを受け取るFIP制度により再エネの市場への統合に取り組む。

➤ 系統制約の克服

→連系線等の基幹系統をマスタープランにより「プッシュ型」で増強するとともに、ノンファーム型接続をローカル系統まで拡大。再エネが石炭火力等より優先的に基幹系統を利用できるように、系統利用ルールの見直しなどに取り組む。

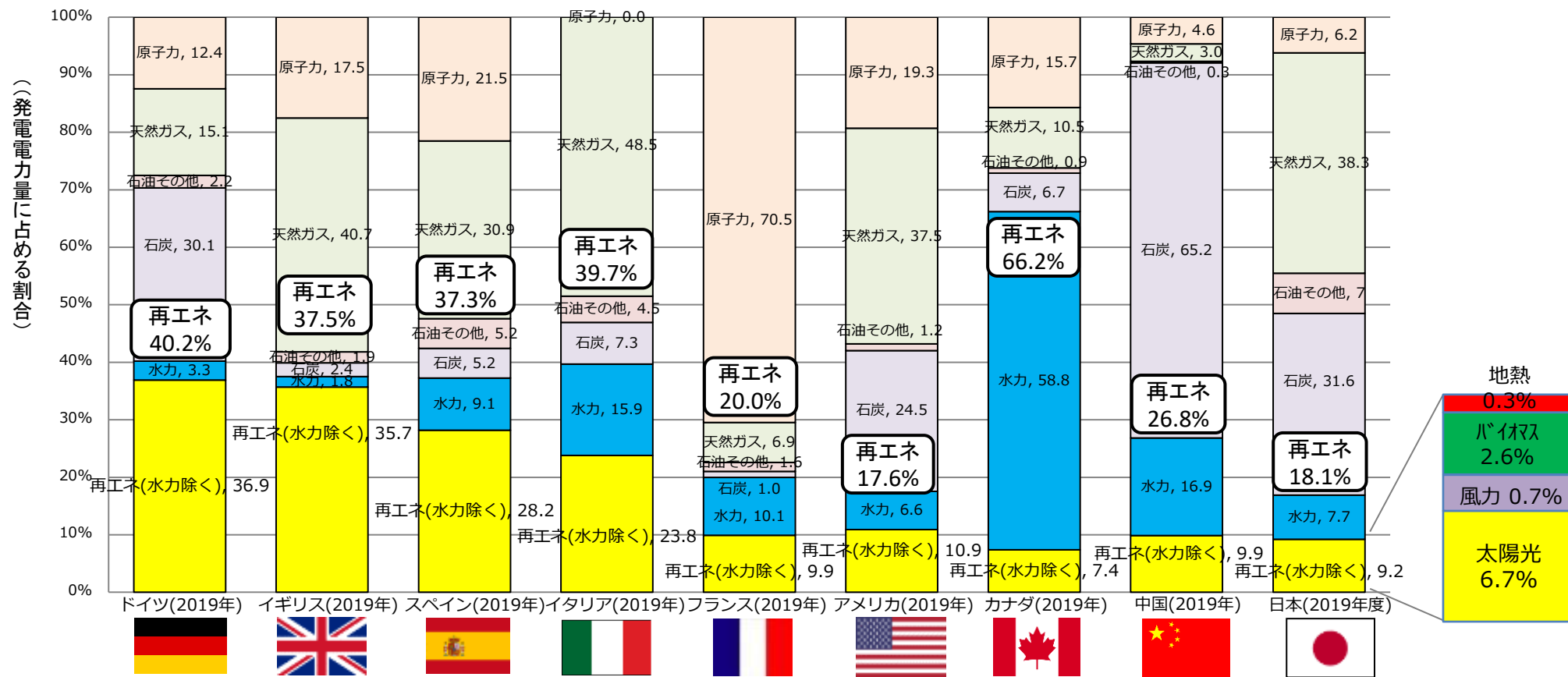
➤ 規制の合理化

→風力発電の導入円滑化に向けアセスの適正化、地熱の導入拡大に向け自然公園法・温泉法・森林法の規制の運用の見直しなどに取り組む。

➤ 技術開発の推進

→建物の壁面、強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の研究開発・社会実装を加速、浮体式の要素技術開発を加速、超臨界地熱資源の活用に向けた大深度掘削技術の開発などに取り組む。

再生可能エネルギーの発電比率の国際比較

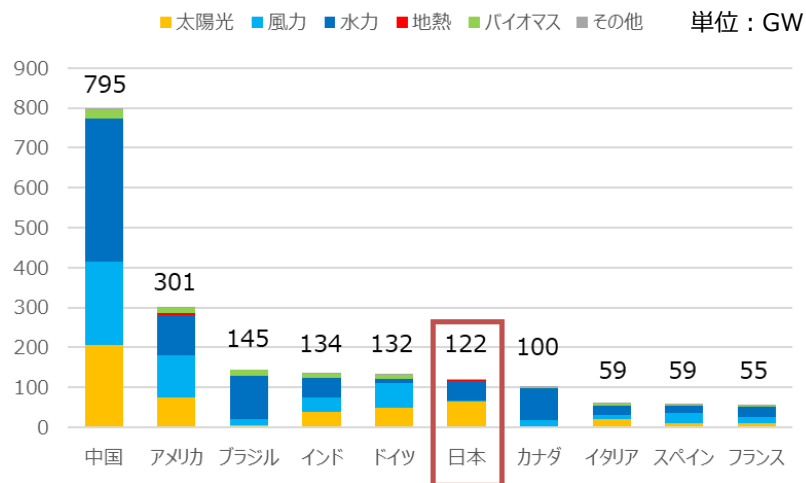


主要再エネ ※水力除く	風力 20.9%	風力 20.0%	風力 20.5%	太陽光 8.1%	風力 6.1%	風力 6.8%	風力 5.1%	風力 5.4%	太陽光 6.7%
再エネ 発電量	2,424 億kWh	1,205 億kWh	1,001 億kWh	1,159 億kWh	1,131 億kWh	7,670 億kWh	4,273 億kWh	20,150 億kWh	1,852 億kWh
再エネ 発電量 ※水力除く	2,227 億kWh	1,146 億kWh	763 億kWh	695 億kWh	562 億kWh	4,772 億kWh	477 億kWh	7,424 億kWh	1,056 億kWh
発電量	6,031 億kWh	3,211 億kWh	2,710 億kWh	2,920 億kWh	5,661 億kWh	43,710 億kWh	6,453 億kWh	75,091 億kWh	10,238 億kWh

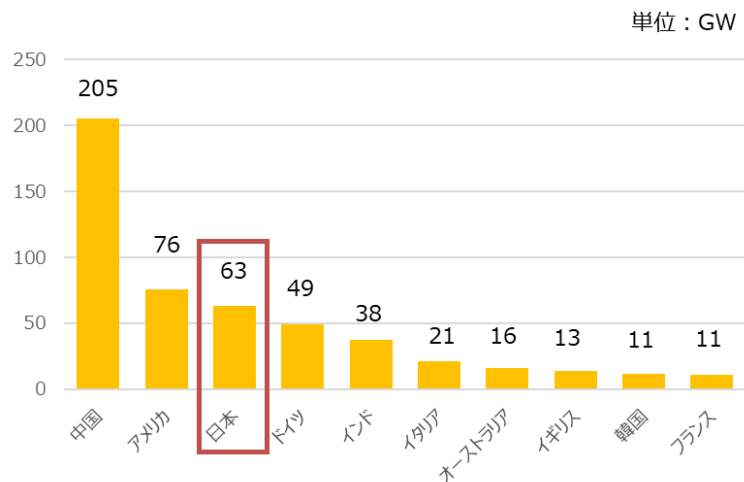
再生可能エネルギーの導入量・導入スピードの国際比較

- 国際機関の分析によれば、日本の再エネ導入量は世界第6位、このうち太陽光発電は世界第3位。
- この7年間で約3倍という日本の増加スピードは、世界トップクラス。

各国の再エネ導入容量 (2019年実績)



各国の太陽光導入容量 (2019年実績)



発電電力量の国際比較 (水力発電除く)

単位：億kWh

	2012年	2019年
日本	309	1,056 → 3.4倍
EU	3,967	6,600 → 1.7倍
ドイツ	1,213	2,227 → 1.8倍
イギリス	359	1,146 → 3.2倍
世界	10,586	27,938 → 2.8倍

出典：IEA データベースより資源エネルギー庁作成

地域の共生に必要な事業規律の確保（現状の問題点）

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2021年7月には738件の相談あり。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- 地元理解への懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- 事業による安全確保への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）

<地域でトラブルを抱える例>



土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備

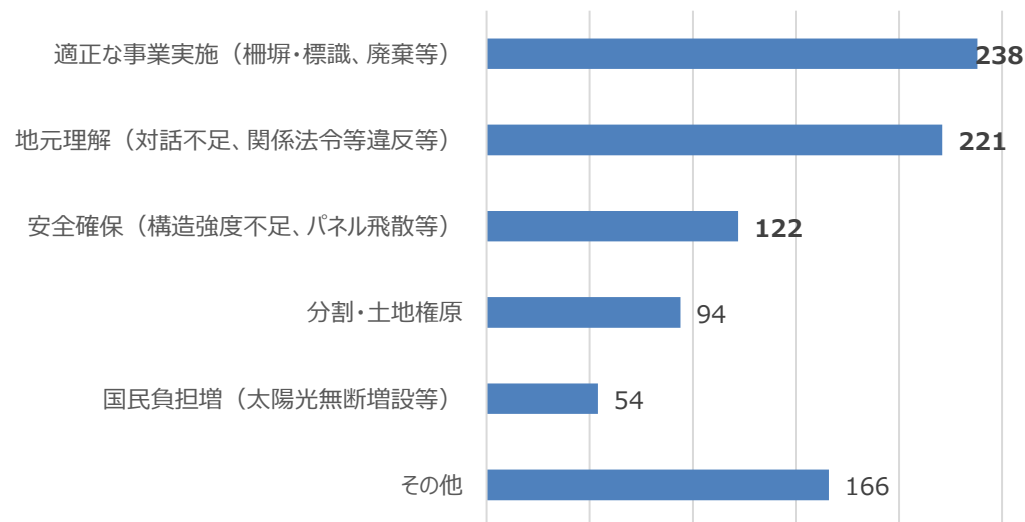


放置されたパネルの現況



景観を乱すパネルの設置

<情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容>



※ 1つの相談内容に複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

地域と共生した事業規律の確保（これまでの取組）

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠。

＜これまでの主な取り組み＞

- FIT法を改正し、条例を含む関係法令遵守を認定基準として明確化。また、柵塀・標識の設置を義務化（2017年）
- 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
- 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）
- 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）
- 斜面設置に係る技術基準の追加（2020年）
- 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し

＜太陽発電設備の廃棄等積立制度の概要＞

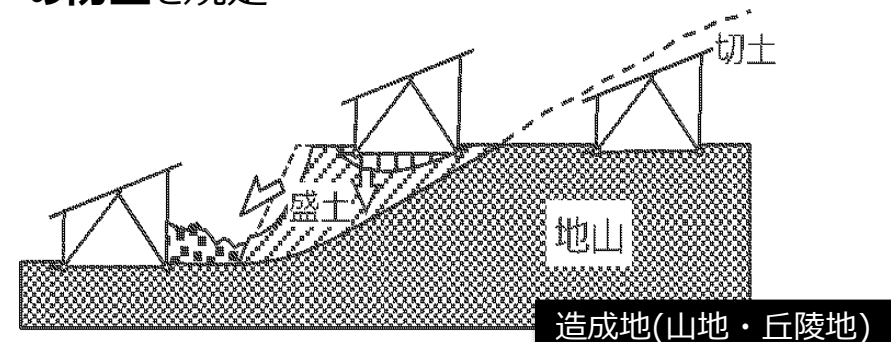
原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※2022年7月から積立て開始。

＜斜面設置に係る技術基準＞

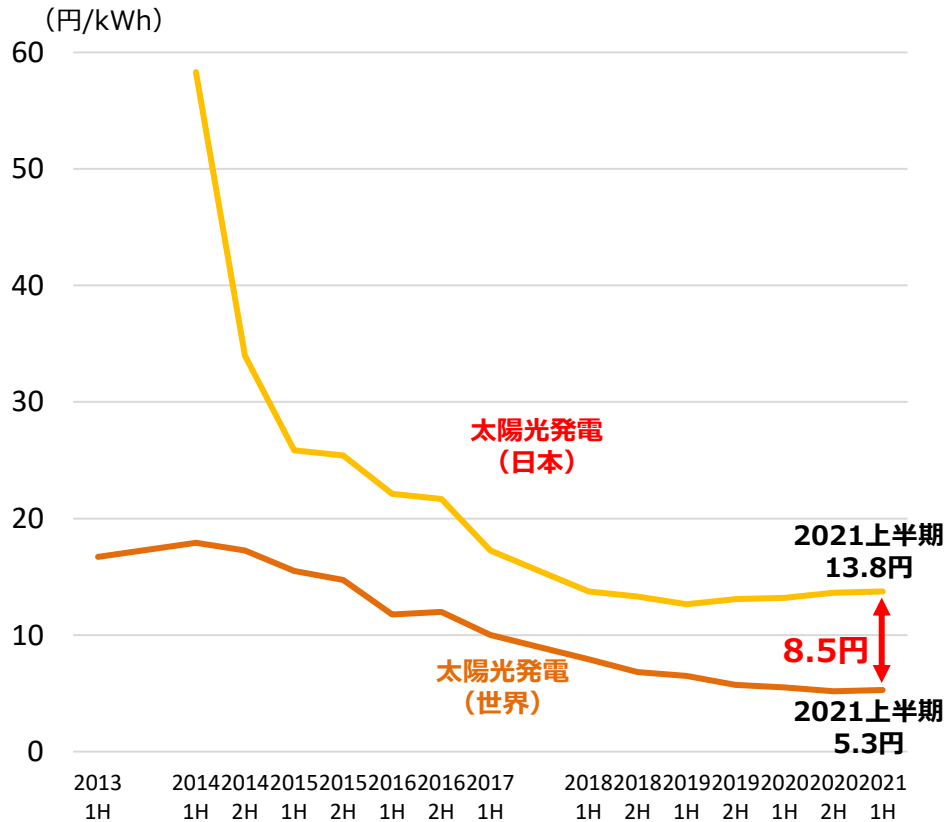
太陽電池の立地にあたり、土砂の流出及び崩壊の防止を規定



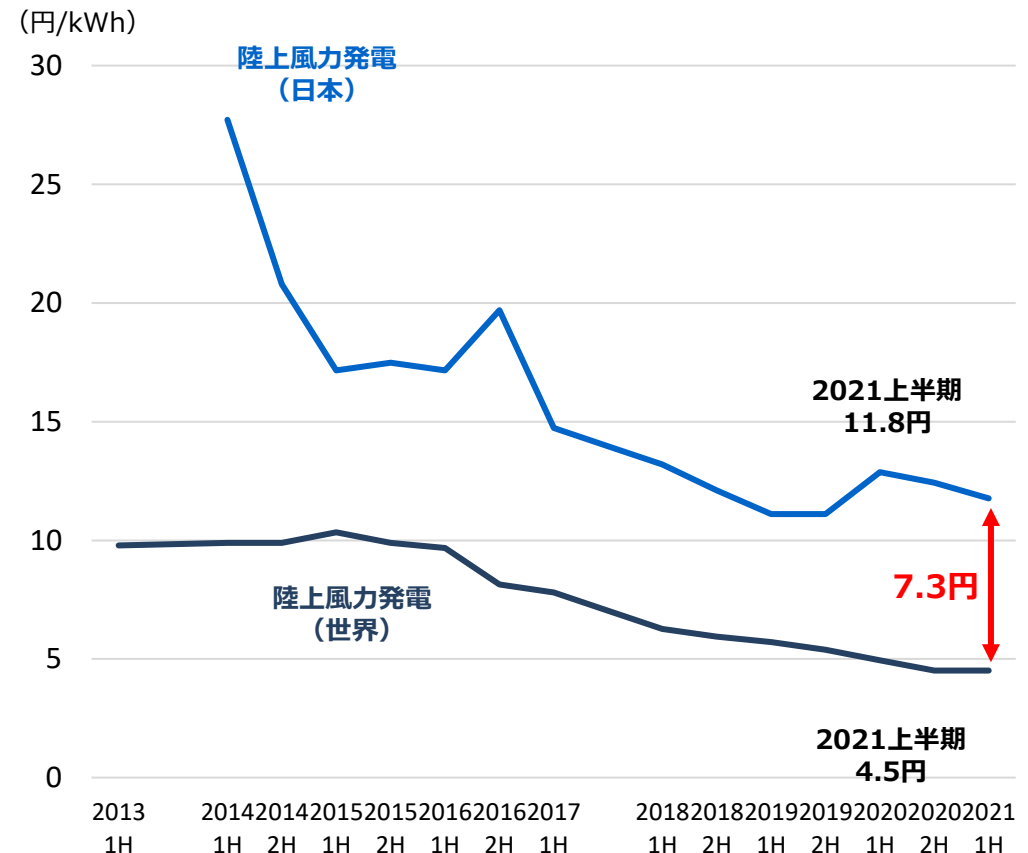
国民負担を抑制した導入拡大（コスト動向：太陽光・風力）

- 太陽光発電・風力発電ともに、コストは着実に低減しているものの、依然として世界より高く、低減スピードも鈍化の傾向。
- 国民負担の抑制を図りながら、再エネの最大限の導入を進めるため、引き続き、コスト低減に向けて取り組んでいく必要がある。

＜世界と日本の太陽光発電のコスト推移＞



＜世界と日本の陸上風力発電のコスト推移＞



※Bloomberg NEFデータより資源エネルギー庁作成。1\$=110円換算で計算。

電源の特性に応じた制度構築（競争電源と地域活用電源）

- 再生可能エネルギーが**主力電源**になるためには、将来的にFIT制度等による政策措置がなくとも、**電力市場でコスト競争に打ち勝って自立的に導入が進み、規律ある電源として長期安定的な事業運営が確保**されなければならない。他方、再生可能エネルギーには、地域の活性化やレジリエンス強化に資する面もあることから、**地域で活用される電源としての事業環境整備も重要**。
- そこで、再生可能エネルギーの活用モデルを大きく以下の2つに分類し、**それぞれの「自立」に向けた制度や政策措置を整備**。

①競争力ある電源への成長が見込まれる電源 （競争電源）

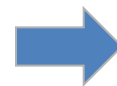
- 発電コストが低減している電源（大規模太陽光、風力等）は、**FIT制度からの自立化に向け**、競争力のある電源となるよう、電源ごとの案件の形成状況を見ながら、**市場への統合を図っていく新たな制度を整備**。
- 適地偏在性が大きい電源は、**発電コストとネットワークコストのトータルでの最小化**に資する形で、迅速に系統形成を図っていく。



FIP制度をステップとして
市場への統合を図る

②地域で活用され得る電源 （地域活用電源）

- 需要地近接性のある電源や地域エネルギー資源を活用できる電源については、**レジリエンス強化等にも資するよう、需給一体型モデルの中で活用**。
- **自家消費や地域内における資源・エネルギーの循環を前提に、当面は現行制度の基本的な枠組みを維持**しつつ、電力市場への統合については電源の特性に応じて検討。



FIT認定の要件として
地域活用要件を認定

FIT制度とFIP制度の違い

- FIT制度は、再エネ自立化へのステップアップのための制度であり、**電力市場への統合**を促しながら、**投資インセンティブの確保**と、**国民負担の抑制**を両立していくことをその狙いとしている。

FIT制度 (固定価格での買い取り)

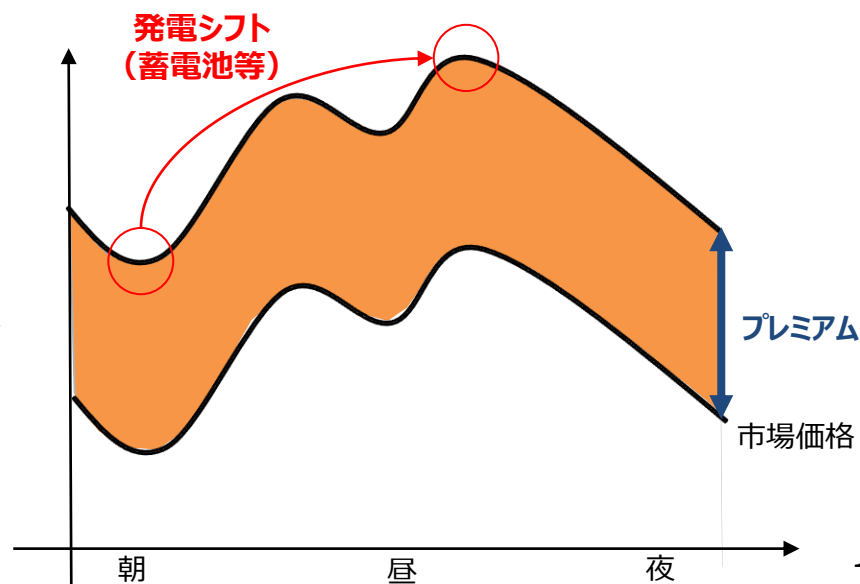
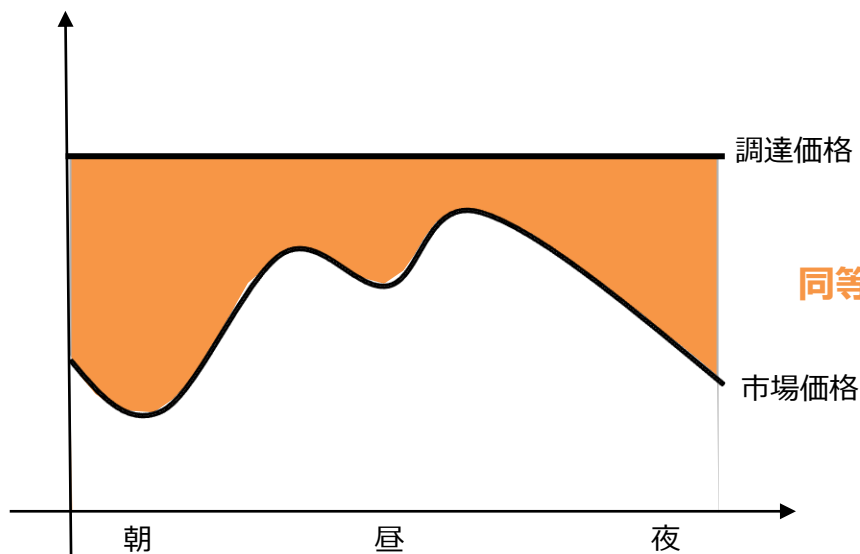
- どの時間帯に売電しても収入は一定であり、市場価格変動リスクを遮断
- 電力会社による全量買取が前提
- 市場価格によるシグナリングがないため、需給バランス維持には、他電源による調整が必要

投資インセンティブ確保

国民負担の抑制

FIP制度 (市場価格に一定のプレミアムを交付)

- 市場価格に応じて収入が変動するが、収入額はFITと同等程度（発電シフトによる増収機会あり）
- 再エネ事業者が売り先を決める柔軟なビジネス
- 市場価格を踏まえた発電シフト等により、他電源の調整コストを抑制



FIP制度導入の意義

1. 再エネの電力市場への統合促進

- FIT制度と同等程度のインセンティブを維持しつつ、価格高騰時などの追加収益機会が存在するため、電力市場の価格を意識した事業者行動の変化の促進
- BG単位でのインバランス調整や、市場売買などの発電プレーヤーとしての業務への習熟

2. 多様なビジネスモデルの促進

- FIP相対契約を活用したPPAによる民間資金の呼び込みや、小売電気事業者と一体となった電源開発モデルの創出が可能に
 - ex)PPAによる需要家側からの投資呼び込み、相対契約によるビジネスモデルの構築（地産地消等）
- 諸外国の制度とのイコルフットによる、海外展開を見据えた再エネプレーヤーの育成
- アグリゲーターや蓄電池を活用した新しいビジネスのさらなる拡大

3. 社会コストの低減

- 市場収入やPPA契約等の民間資金を活用した再エネ導入促進
- 市場価格を意識した事業者行動の変化による調整力確保費用等の社会コストの低減

FIT制度の地域活用要件の考え方

● 需要地に近接して柔軟に設置できる電源や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源は、**災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消**に資するよう、**電源の立地制約**等の特性に応じ、**FIT認定の要件**として、**自家消費や地域一体的な活用**を促す**地域活用要件を設定**。

小規模太陽光
(立地制約：小)

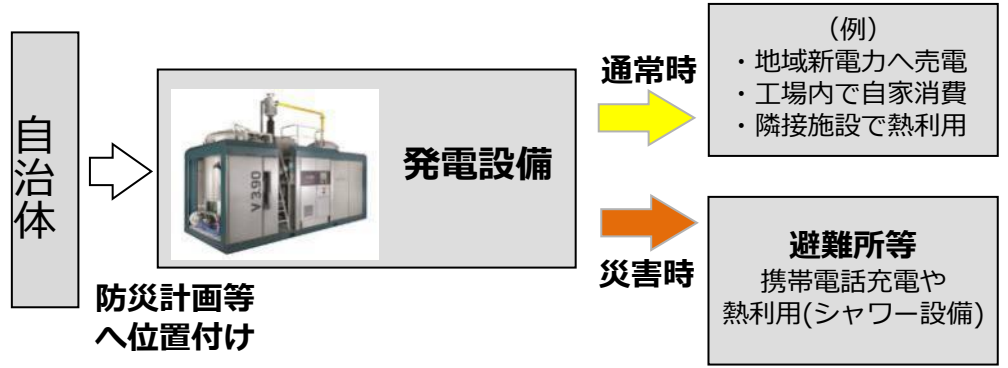
⇒ **低圧太陽光 (10-50kW)** は、**2020年4月**から**自家消費型**にFIT適用
(需給一体型モデルの拡大：住宅から店舗/工場へ)

- <自家消費型要件> = ①②の**両方**
- ① 再エネ発電設備の設置場所で**少なくとも30%の自家消費等**を実施すること (注1)
 - ② **災害時に自立運転**を行い、**給電用コンセントを一般の用に供すること**

小規模水力・小規模地熱・バイオマス
(立地制約：大)

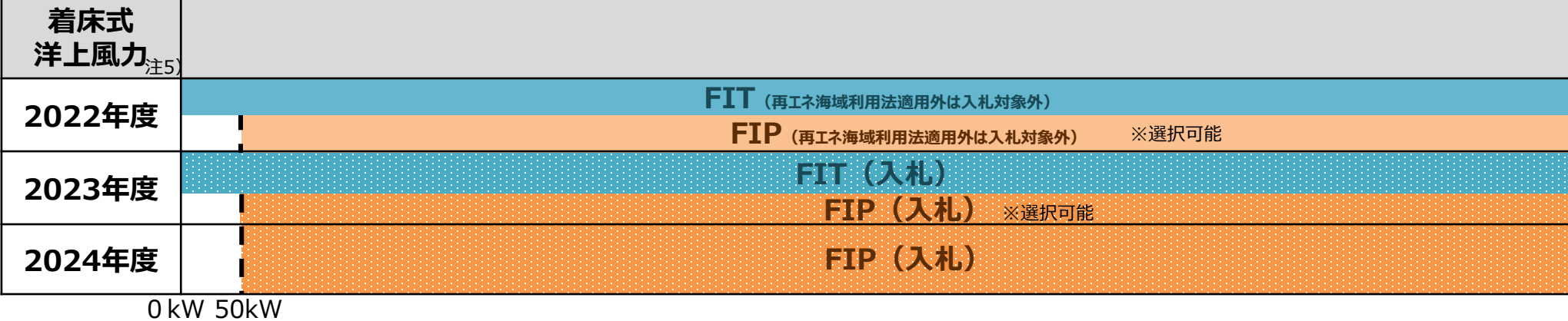
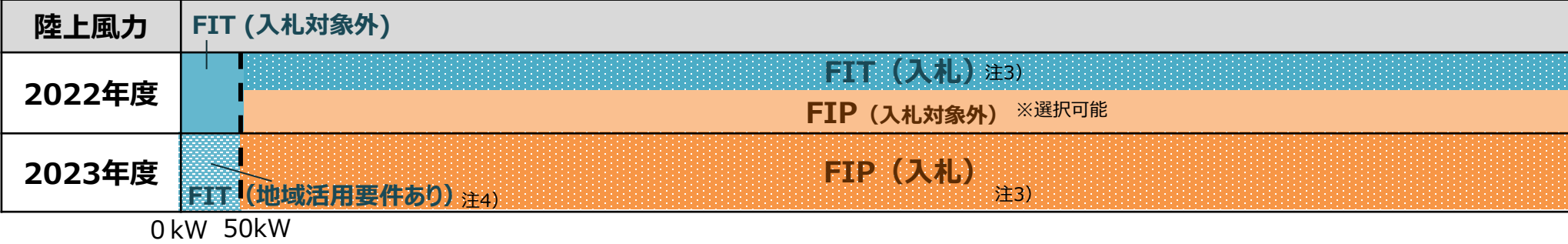
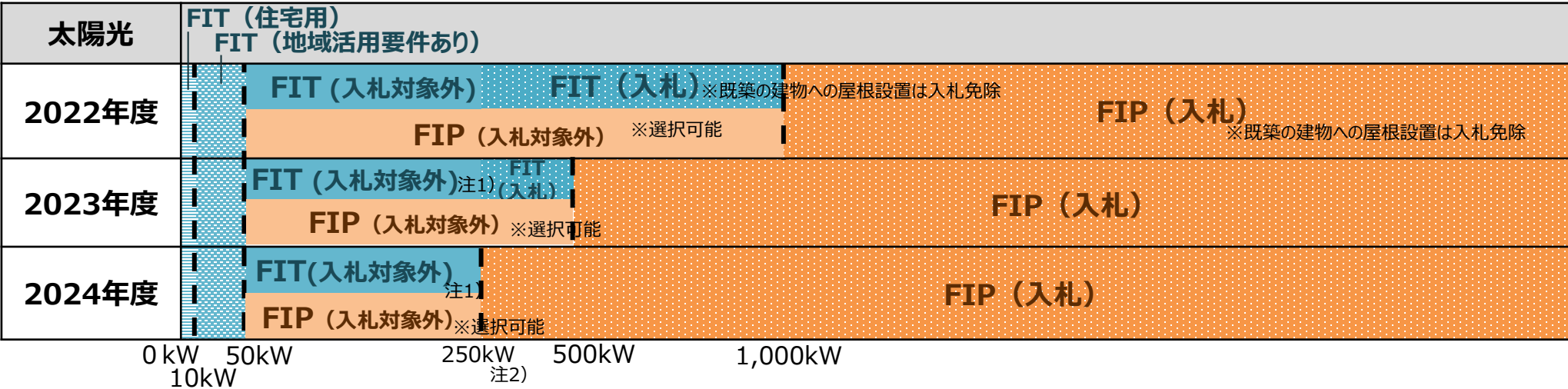
⇒ **一定規模未満** (注2) は、**2022年4月**から**自家消費型・地域消費型、地域一体型**にFIT適用
(レジリエンス強化・エネルギー地産地消を促進)

- <地域一体型要件> = ①~③の**いずれか**
- ① **自治体の取り決め**に、再エネ発電設備による**災害時を含む電気又は熱の自治体への供給**が位置付けられているもの
 - ② **自治体が自ら事業を実施**又は**直接出資**するもの
 - ③ **自治体が自ら事業を実施**又は**直接出資**する小売電気事業者等に、再エネ発電設備による電気を**特定卸供給**するもの



(注1) 農地一時転用許可期間が3年を超える営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象とする。
 (注2) 2022年度に地域活用要件が設定される規模：1,000kW未満の地熱・中小水力 (2023年度も同じ)、10,000kW未満のバイオマス (2023年度は2,000kW未満)。風力についても、2023年度から50kW未満の新設、1,000kW未満のリプレースについて地域活用要件の対象。

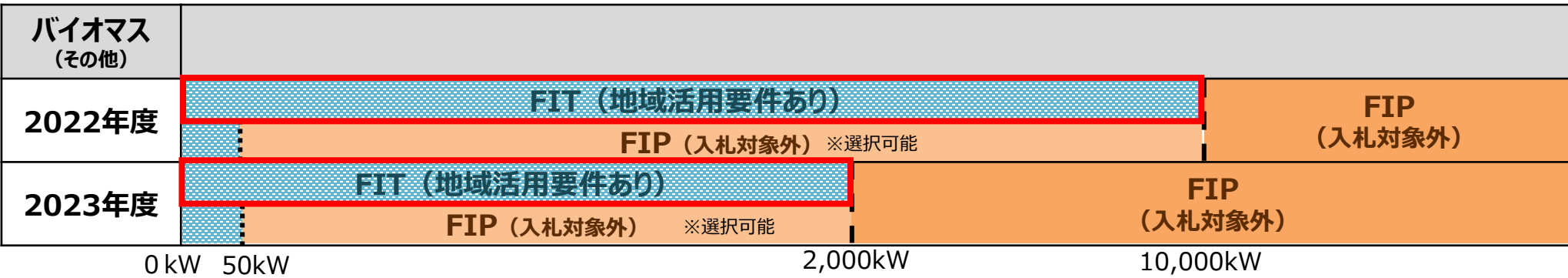
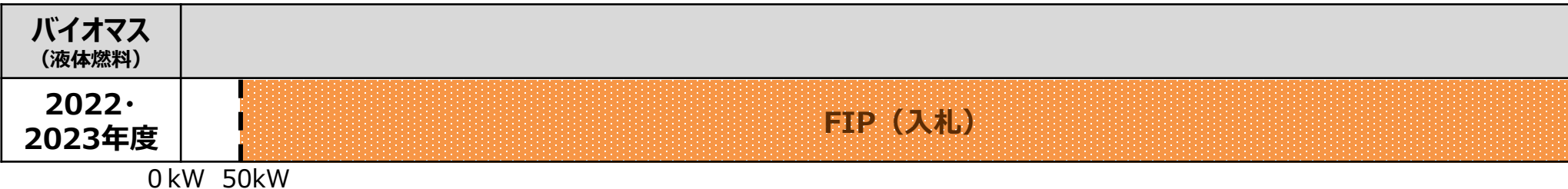
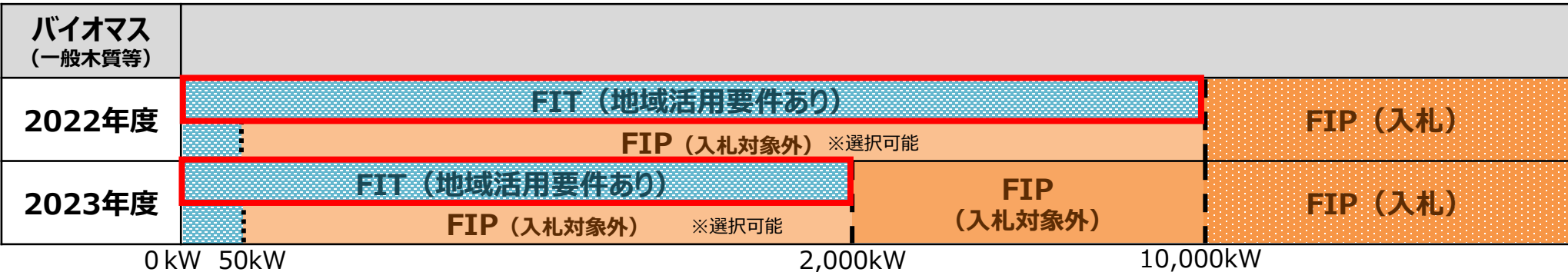
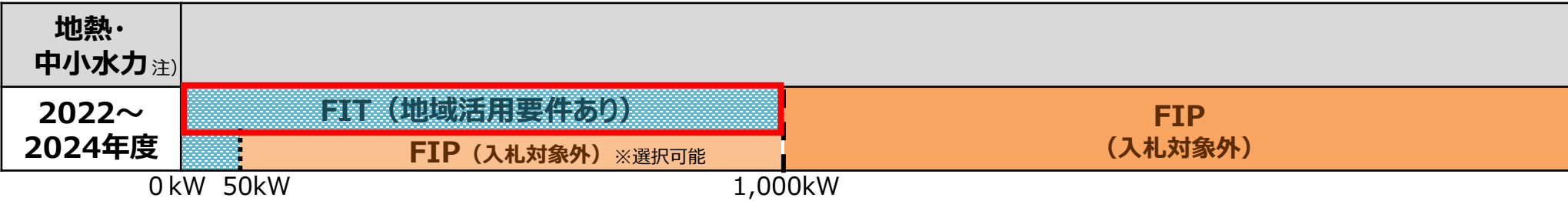
FIT/FIP・入札の対象（太陽光・風力）のイメージ



注1) 太陽光の2023年度、2024年度の入札対象の閾値は、2022年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。 注2) 2024年度にFIP制度のみ認められる対象は原則250kW以上
 注3) リプレースは入札対象外。なおかつ1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。 注4) 沖縄地域・離島等供給エリアは地域活用要件なしでFIT制度を選択可能とする。 注5) 浮体式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。

FIT/FIP・入札の対象（地熱・中小水力・バイオマス）のイメージ

※2021年度の調達価格等算定委員会に取りまとめられた段階のもの



注）地熱・中小水力発電のリプレースは新設と同様の取扱い。

※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。 15

地域活用要件（小規模水力・小規模地熱・バイオマス）

- 以下のA～Fの6つの要件のうちいずれか1つを満たすこと。

自家消費型・地域消費型の地域活用要件

- A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**発電される電気量の少なくとも3割を自家消費**するもの（すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。
- B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給し、かつ、その**契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上**を当該発電設備が所在する**都道府県内へ供給**するもの。
- C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**産出された熱を、原則として常時利用**する構造を有し、**かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費**するもの（すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。

地域一体型の地域活用要件

- D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義**（第三者との共同名義含む）の**取り決め**において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付け**られているもの。
- E) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**するもの
- F) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**する**小売電気事業者または登録特定送配電事業者**に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給するもの

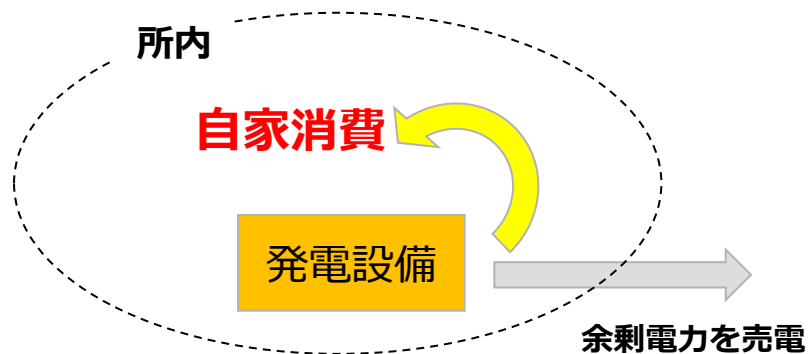
① 自家消費型・地域消費型

A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**発電される電気量の少なくとも3割を自家消費**するもの（すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。

- 施設内での自家消費や電気事業法に基づく特定供給により、発電した電気量の3割以上※を使用し、その余剰を売電。

※ 自家消費する電気量は**年間ベース**で確認。

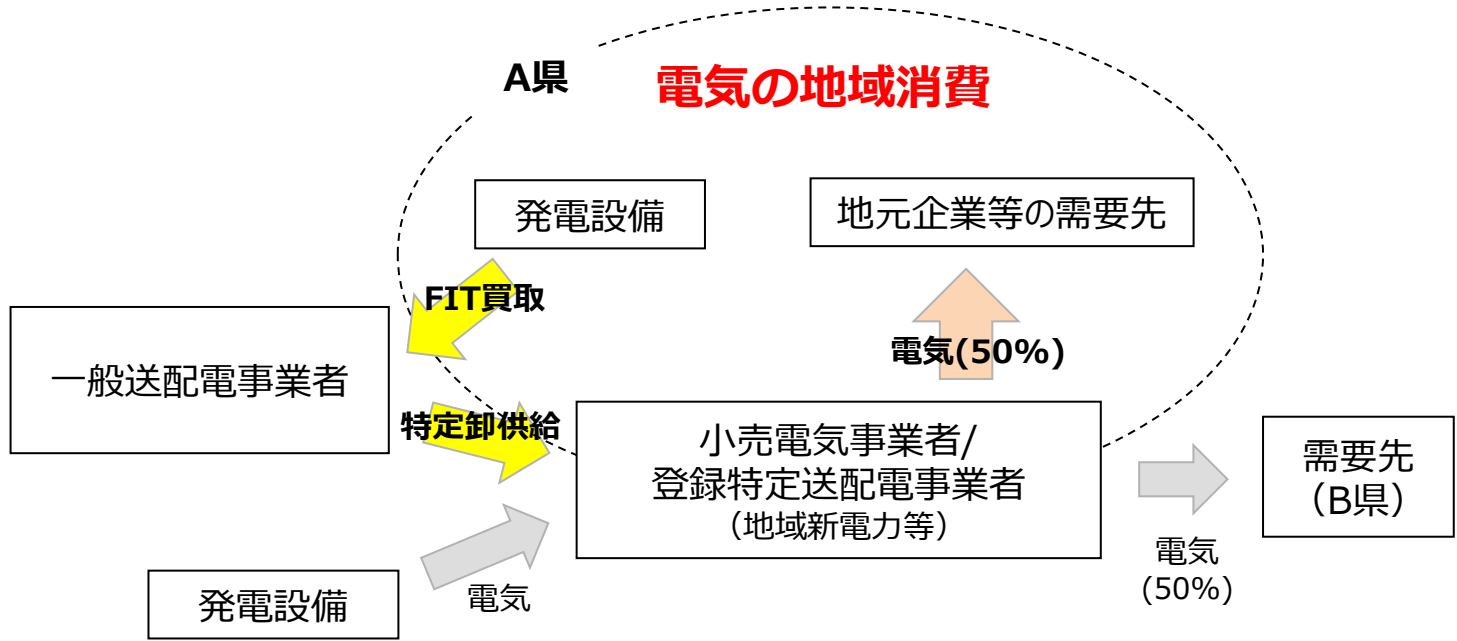
- 買取電気量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を満たし得ないと思われる案件については厳格に対応。発電事業者は、具体的な自家消費の確認ができるよう、検針票などを保存し、発電電力量の記録を行う必要がある。



① 自家消費型・地域消費型

B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。

- 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電は太陽光発電に比べて立地制約が大きいことを踏まえ、いわゆる自家消費だけではなく、地域内での消費も認め、エネルギーの地産地消を促す。
 - 小売供給する電気量の5割をA県に供給※する地域新電力等に対し、A県に設置した発電設備で発電される電気を特定卸供給によって供給するような場合が当てはまる。
- ※小売供給の状況は年間ベースで確認



- 送配電事業者が買い取ったFIT電気については、①原則として卸電力取引市場を通じた取引により小売電気事業者に供給する、②FIT認定事業者と小売電気事業者との間の合意に基づき、電源を特定した上で相対供給する、③電源を特定せずに小売に相対供給する、という3つの方法を用意している。

<再エネ特措法第17条に基づく引渡しの詳細>

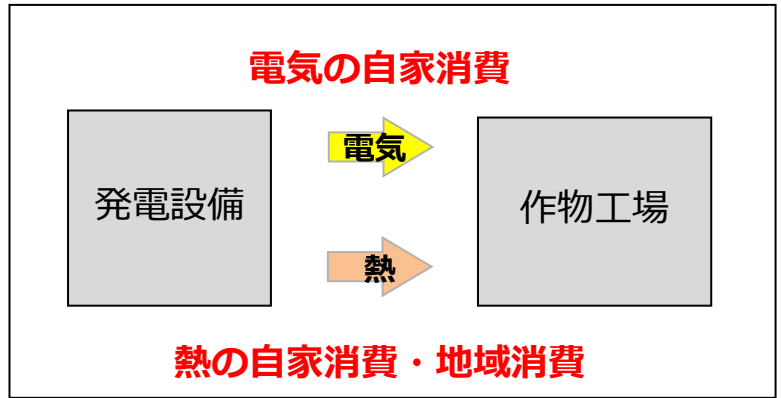
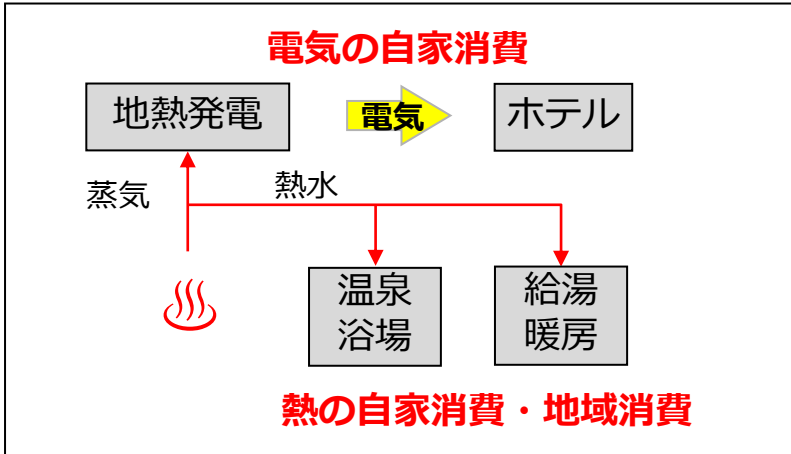
	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p> <p>市場での買い付け</p> <p>卸電力取引市場</p> <p>小売電気事業者</p> <p>市場での買い付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ この引渡しを原則とする。 ✓ 旧一般電気事業者内のやり取り（法律上は「使用」）についても同様とする。
2項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p> <p>FIT電源</p> <p>送配電事業者</p> <p>小売電気事業者</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ✓ 発電・小売双方の間での契約の成立を示す書類については、一般送配電事業者は全国統一書式で求める。 <p style="text-align: center;">再生可能エネルギー電気特定卸供給による供給</p>
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p> <p>FIT電源</p> <p>送配電事業者</p> <p>小売電気事業者</p> <p>小売電気事業者</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ✓ 利用できる場合は、 <ol style="list-style-type: none"> ①市場が存在していない地域（沖縄・離島等） ②市場が存在していても使えない場合等（災害時等）

※本スライドにおける「小売電気事業者」は、「登録特定送配電」を含むものとする。

① 自家消費型・地域消費型

C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**産出された熱**を、原則として**常時利用**する構造を有し、**かつ**、当該発電設備により**発電される電気量の少なくとも1割を自家消費**するもの（すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。

- 熱利用についてもエネルギーの自家消費・地域消費（隣接する施設などへの供給も含む）として認める。
※ 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部（井戸等）から産出される熱を活用する場合も認める。
- 熱利用には様々なものがあることから、一定の電気を所内電力等で自家消費していることも求める。
- 例えば、以下のような場合が当てはまる。
 - 地熱発電で生じる熱水を温浴施設や給湯に利用。発電した電気の一部を自家消費。
 - 熱を隣接するハウスなどに供給し、作物栽培。
- 電気の自家消費については、（A）と同様。

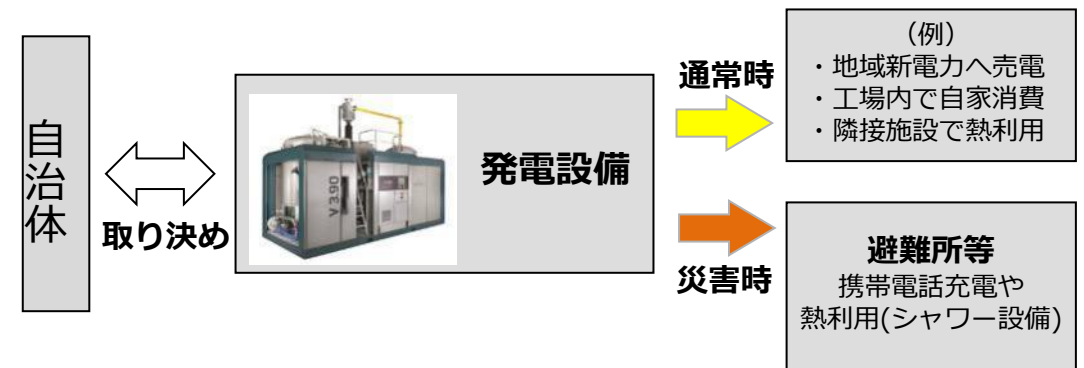


②地域一体型

D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義**（第三者との共同名義含む）の**取り決め**において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給**が、**位置付け**られているもの。

- 災害時に熱や電気を活用することを自治体の防災計画等に位置付け、再エネによるレジリエンスの強化を図る。
- 地方公共団体の防災計画等を始め、個別の協定書など、取り決めの形式は問わない。
- 取り決めには、以下の内容を含むことが必要。
 - **地方公共団体の名義**（市区町村長名など）**で交わされているものであること**
 - **発電設備の基本情報**（事業者名、発電設備の出力、設置場所等）が記載されていること
 - **災害時を含んだ供給の取り決め**となっていること
 - 電気または熱の**供給先**
 - 電気または熱の**供給方法**
- 取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うもの※を含む。

※ 改正温対法に基づく地域脱炭素化事業計画の認定や農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定など。
ただし、上記の事項が確認できるもの（認定を受けた事業計画書など）を併せて提出することが必要。

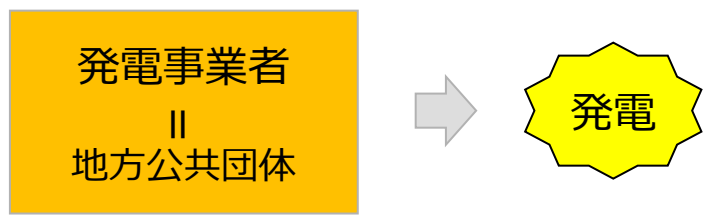


②地域一体型

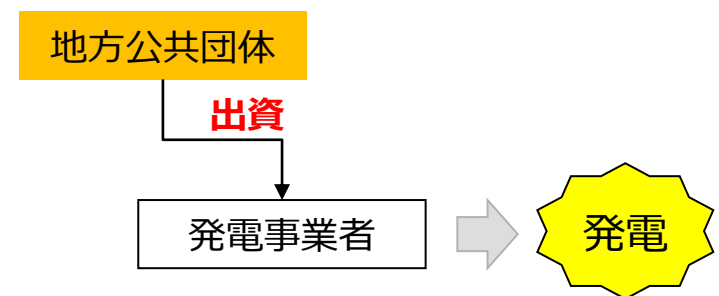
E) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資するもの

- 株式出資など、資本金、基本金その他これらに準ずるものへの出資を想定。
- 例えば、以下のような場合が当てはまる。
 - 都道府県の企業局や市町村など、地方公共団体がFIT制度上の認定事業者となる場合。
 - 地方公共団体が資本出資して発電事業を行うSPCなどを設立する場合。
- 地方公共団体の主体的な関与が重要。地方公共団体が出資するにあたっては、一定の意思決定プロセスを経ているものと考えられることから、FIT認定に当たっては、当面は出資額の金額の多寡は問わない。

<地方公共団体が自ら事業を実施>



<地方公共団体が直接出資>



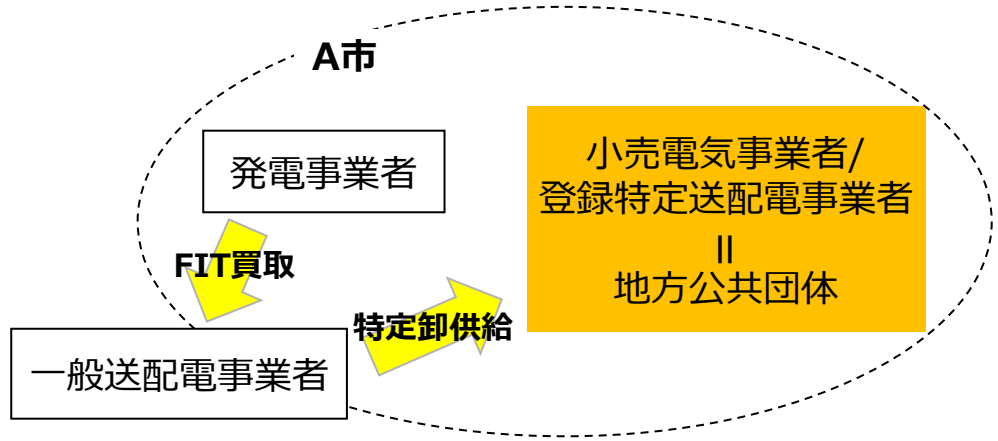
②地域一体型

F) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの

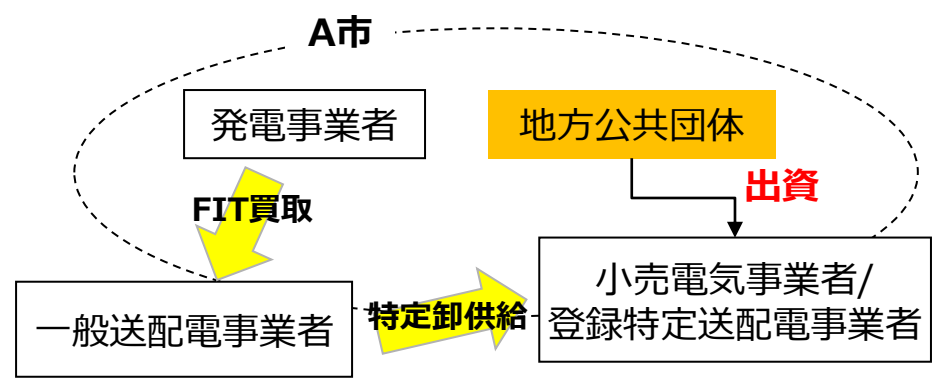
- 発電事業のみならず、電気供給先の小売電気事業者等が、地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資するものについても認める。
- 例えば、以下のような場合が当てはまる。
 - 電気供給先が地方公共団体そのものである場合
 - 電気供給先が地域新電力などの地方公共団体が出資する小売電気事業者等である場合

※ 地方公共団体の主体的な関与が重要。地方公共団体が出資するにあたっては、一定の意思決定プロセスを経ているものと考えられることから、FIT認定に当たっては、当面は出資額の金額の多寡は問わない。

<地方公共団体が自ら事業を実施する小売電気事業者等>



<地方公共団体が直接出資する小売電気事業者等>



地域活用要件に関する補足事項

- リプレイス区分等についても、新設区分と同様に地域活用要件を求める。
- 沖縄地域・離島等供給エリアにおいては、これらの地域における事業環境の特殊性に鑑み、FIT認定に地域活用要件を求めない。また、出力によらずFITを選択可能とする。
- 新規認定申請においては、地域活用要件（認定基準のひとつ）を満たす又はその見込みがあることを確認するために必要な書類の添付等を求める。また、定期報告においても、認定要件を継続して満たしていることを裏付けるために必要な書類の添付等を求める。
- 地域活用要件を満たさなくなった場合は、以下のいずれかで対応。
 - 別の地域活用要件への変更認定を申請
 - FIP制度への移行
 - 上記2つとも難しい場合は、認定基準違反により改善命令・認定の取消しの対象

(参考) FIT調達価格/FIP基準価格・入札上限価格

※2022年度以降は調達価格等算定委員会に取りまとめられた段階のもの

電源 【調達/交付期間】	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	価格目標		
事業用太陽光 (10kW以上) 【20年】	40円	36円	32円	29円※1 27円 ※1 7/1~ (利潤配慮期間 終了後)	24円	入札制 21円 (2,000kW以上)	入札制 15.5円 (2,000kW以上)	入札制 14円/13円 (500kW以上)	入札制 12円/11.5円 (250kW以上)	入札制 11円/10.75円/ 10.5円/10.25円 (250kW以上)	入札制 10円/9.88円/ 9.75円/9.63円 (250kW以上) ※6	入札制 (一定規模 以上) ※7	7円 (2025年)			
						21円 (10kW以上 2,000kW未 満)	18円 (10kW以上 2,000kW未 満)	14円 (10kW以上 500kW未満)	12円 (50kW以上 250kW未満)	11円 (50kW以上 250kW未満)	10円 (50kW以上 250kW未満)	9.5円 (50kW以上 入札対象未満)				
						21円 (10kW以上 50kW未満)	13円※2 (10kW以上 50kW未満)		12円※2 (10kW以上 50kW未満)	11円※2 (10kW以上 50kW未満)	10円※2 (10kW以上 50kW未満)					
住宅用太陽光 (10kW未満) 【10年】	42円	38円	37円	33円 35円※3 ※3 出力制御 対応機器設置義務あり (2020年度以降は設置義務の有無 にかかわらず区分)	31円 33円※3		28円 30円※3	26円 28円※3	24円 26円※3	21円	19円	17円	16円	卸電力 市場価格 (2025年)		
風力※4 【20年】	22円(陸上20kW以上)					21円 (20kW以上)	20円	19円	18円	入札制(250kW以上) 入札外(250kW未満)	入札制(50kW以上) 入札外(50kW未満)	14円	8~9円 (2030年)			
	55円(陸上20kW未満)					36円(着床式)				入札制 34円	32円			29円	17円	16円※8
	36円(洋上風力(着床式・浮体式))						36円(浮体式)									
バイオマス 【20年】	24円(バイオマス液体燃料)					24円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW以上)	入札制 20.6円	入札制 19.6円	入札制 19.6円	入札制 18.5円	入札制 (事前非公表)	入札制	FIT制度 からの 中長期的な 自立化を 目指す		
	24円(一般木材等)					24円 (20,000kW未満)	21円 (10,000kW以上)								入札制 20.6円 (10,000kW以上)	24円(10,000kW未満)※5
	32円(未利用材)					32円(2,000kW以上)※5					40円(2,000kW未満)※5					
						39円(メタン発酵バイオガス発電)※5					35円※5					
						その他(13円(建設資材廃棄物)、17円(一般廃棄物その他バイオマス))※5										
地熱※4 【15年】	26円(15,000kW以上)					40円(15,000kW未満)※5										
	24円(1,000kW以上30,000kW未満)					24円	20円(5,000kW以上30,000kW未満)					16円				
水力※4 【20年】						27円(1,000kW以上5,000kW未満)										
						29円(200kW以上1,000kW未満)※5					34円(200kW未満)※5					

※2 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電には、2020年度から自家消費型の地域活用要件を適用する。ただし、営農型太陽光は、10年間の農地転用許可が認められ得る案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。 ※4 風力・地熱・水力のリブレースは、別途、新規認定より低い価格を適用。 ※5 FITの新規認定には、2022年度から自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を適用する。

※6 既築の建物への屋根設置または1,000kW未満のFIPの新規認定は、入札対象範囲外で調達価格・基準価格10円を適用。 ※7 既築の建物への屋根設置または500kW未満のFIPの新規認定は、入札対象範囲外で調達価格・基準価格9.5円を適用。

※8 入札は、FIP新規認定について、2022年度は適用なし。